

青森県報

号外第七十六号

平成三十年
七月十三日
(金曜日)

目次

人事委員会

○平成三十年度青森県職員採用試験(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度) 公告……………(職員誌) ……1

公安委員会

○平成三十年度青森県警察官採用試験(警察官B) 公告……………(警務誌) ……4

人事委員会

平成30年度青森県職員採用試験(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度) 公告

平成30年度青森県職員採用試験(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度)を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15(職員の任用に関する規則)第10条の規定により公告する。

平成30年7月13日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

1 試験の種類及び程度

| 種 類 | 程 度 |
|------------------|----------|
| 職員採用試験(短期大学卒業程度) | 短期大学卒業程度 |

職員採用試験(高等学校卒業程度)

高等学校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

高等学校卒業程度の採用試験のうち「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の受験者は、この3職種のうち第3志望まで選択することができるが、これらの職種と「林業」、「総合土木」、「栄養士」、「司書」に同時に申し込むことはできない。

| 種 類 | 試験職種 | 採用予定人員 | 職 務 の 内 容 |
|----------------------|------|--------|----------------------------------------------|
| 職員採用試験 (短期大学卒業程度) | 栄養士 | 1人程度 | 県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において専門的技術的業務に従事する。 |
| | 司 書 | 1人程度 | 県立図書館において専門的技術的業務に従事する。 |
| | 一般事務 | 4人程度 | 知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。 |
| 職員採用試験 (高等学校卒業程度) | 教育事務 | 30人程度 | 県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。 |
| | 警察事務 | 2人程度 | 警察本部又は警察署において一般事務に従事する。 |
| | 林 業 | 1人程度 | 知事部局の本庁又は出先機関において専門的技術的業務に従事する。 |
| | 総合土木 | 2人程度 | |

注1 申込受付期間終了後の試験職種、志望順位及び試験地の変更は認めない。

2 市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

(1) 職員採用試験(短期大学卒業程度)

平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文による出題に対応できる者

なお、次に掲げる試験職種を受験しようとする場合、それぞれの要件を満たす

必要がある。

ア 栄養士の免許を有すること又は平成31年3月31日までに栄養士の免許を取得する見込みであること。

イ 司 書 図書館法第5条第1項の司書の資格を有すること又は平成31年3月31日までに司書の資格を取得する見込みであること。

(2) 職員採用試験 (高等学校卒業程度)

平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文による出題に対応できる者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

① 日本の国籍を有しない者 (栄養士及び司書を除く。)

② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

ア 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加

入した者

4 試験日、場所及び合格発表

| 試験 | 試験日 | 場 所 | | 合 格 発 表 日 | 合 格 発 表 方 法 |
|------------|-------------------------------------|-----|------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 試験地 | 試験会場 | | |
| 第1次 試 験 | 9月23日(日) | 青森市 | 青森県立 青森工業 高等学校 | 10月5日(金) (予定) | 合格者に書面で通 知する。各合格者 の受験番号、各 市庁及び各郡内 の受験番号、採 用案、また、青 森県職員採用案 の受験番号、内 容を掲載する。 (http://www.pref. aomori.lg.jp/soshiki/ j-kanri/saiyou.htm) |
| | | 弘前市 | 青森県立 弘前中央 高等学校 | | |
| | | 八戸市 | 青森県立 八戸工業 高等学校 | | |
| 第2次 試 験 | 10月23日(火) ~ 10月26日(金) (予定) | 青森市 | 青森県立 総合社会教 育センター | 11月中旬 | |

注1 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内ホームページ「緊急情報」ページへ掲載する。(http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsush.htm)

2 第2次試験の試験日は人事委員会が指定する1日となる。

5 試験の種目及び内容

| 試験 | 種 目 | 職 種 | 内 容 | |
|------------|---------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 試験内容 | 解答方式 |
| 第1次 試 験 | 教養試験 | 全 職 種 | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。問題は下記「12 試験の出題分野」の中から出題する。(40題、2時間) | 解 答 は、シートよ り行う。 |
| | | | 試験職種ごとに、それぞれの専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。問題は下記「12 試験の出題分野」の中から出題する。(40題、2時間) | |
| 第2次 試 験 | 論文試験 | 栄 養 士 書 士 林 業 | 専門的知識及び能力について、記述式による筆記試験を行う。問題は下記「12 試験の出題分野」の中から出題する。(8題、2時間) | 職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容 (論理性・思考力)、表現・国語力等を評価) 【第1次試験日に実施する。】 |
| | | | 一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容 (論理性・思考力)、表現・国語力等を評価) 【第1次試験日に実施する。】 | |
| 第2次 試 験 | 適 性 検 査 | 一般事務 一教育事務 警察事務 林業 土木 | 公務員としての適性について、作業検査法による検査を行う。 | 人物について、グループワーク及び個別面接により試験を行う。現力、協調性・社会性、使命感・責任感、積極性、課題認識力、経験学習力等を評価 |
| | | | 面接試験 | |

注 論文試験又は作文試験は、第1次試験合格者のみ採点を行う。

6 配点

| 試験職種 | 第 1 次 試 験 | | 第 2 次 試 験 | | 合計 |
|--------------------------|-----------|------|-----------|-------------------------|-----|
| | 教養試験 | 専門試験 | 論文試験 | 面接試験 グループワーク 個別面接 | |
| 養 士 書 業 木 司 林 総 合 上 木 | 40 | 60 | 50 | 150 | 200 |
| 一般事務 教育事務 警察事務 | 100 | - | 100 | 50 | 200 |
| | | | | 150 | 300 |

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定する。ただし、第1次試験の各試験種目の得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の3つの職種については、受験者の成績順、志望順により職種ごとに合格者を決定するので、成績及び志望状況によっては、第2志望又は第3志望の職種に合格することがある。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験で合格した職種ごとを実施する。

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ダウンロードする場合 | 青森県職員採用案内のホームページからダウンロードする。 |
| 配布場所である場合 | 青森県人事委員会事務局、県庁北棟受付、県内各地域民局地域連携部（県内各合同庁舎正面受付）、青森県東京事務所、本県の各県外情報センター及び県内各警察署で入手する。 |
| 郵送で請求する場合 | 封筒の表に「短大卒（又は高卒）試験案内請求」と朱書きし、140円切手を貼ったうえで先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県人事委員会事務局に請求する。 |

(2) 受験申込方法及び受付期間

インターネットによる申込みを推奨する。
 インターネットによる申込みを推奨する。
 受験申込後、電話で内容確認をする場合がある。「017-734-9829」から電話があった場合は、応答又は折り返し電話をすること。
 身体に障害のある者で、車いすの使用などの要望がある場合は、申込時に青森県人事委員会事務局に連絡すること。

① インターネットによる場合（推奨）

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験申込方法 | 青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。 |
| 受付期間 | 8月6日（月）午前8時30分から8月24日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付けける。 |
| 受験票等の交付 | 9月7日（金）に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試験前日までに必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成すること。 |

② 郵送又は持参による場合

| | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 受験申込方法 | 郵送する場合 | 封筒の表に「短大卒（又は高卒）試験申込」と朱書きし、受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で青森県人事委員会事務局に郵送すること。 |
| | 直接持参する場合 | 受験申込書と受験票を、受付期間内に青森県人事委員会事務局に提出すること。 |
| 受付期間 | 8月6日（月）から8月31日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けけない。から午後5時15分までとする。郵送の場合は、8月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付けける。 | |
| 受験票の交付 | 受験票は、9月7日（金）に発送する。受験票が9月13日（木）までに届かない場合は、速やかに青森県人事委員会事務局まで連絡すること。 | |

9 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、青森県人事委員会が試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に登録される。

(2) 採用の方法

青森県知事等各任命権者は、青森県人事委員会が提示する採用候補者名簿の中から採用者を内定する。

採用の時期は平成31年4月1日以降となる。

なお、栄養士の免許又は司書の資格を取得見込みの者は、平成31年3月31日までに栄養士の免許又は司書の資格を取得できなかった場合は採用されない。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

| 開示請求者 できる者 | 開 示 内 容 | 開 示 期 間 | 開 示 場 所 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------|
| 第1次試験 不合格者 | 第1次試験の試験種目別 得点、総合得点及び順位 | 第1次試験合格格 表の日から1月間 | 青森県人事委員会 事務局 |
| 第2次試験 受験者 | 第1次試験の試験種目別 得点、総合得点及び順位 第2次試験の試験種目 別得点並びに最終総合 得点及び最終順位 | 最終合格発表の日 から1月間 | |

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕
 受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）
 〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕
 受験者本人の受験票、法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）及び受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は戸籍抄本等）

11 初任給その他の給与

初任給は、短期大学卒業程度の採用試験合格者のうち、栄養士が163,200円程度、

司書が159,800円程度（平成30年4月採用の短期大学新卒者の場合）、高等学校卒業程度の採用試験合格者が147,100円程度（平成30年4月採用の高等学校新卒者の場合）であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

12 試験の出題分野

| 種目 | 試験職種 | 出 題 分 野 |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 教養 試験 | 全 職 種 | 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等 |
| | 栄 養 士 | 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営等 |
| 専門 試験 | 司 書 | 生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、情報サービス論、情報資源組織論、児童サービス論 |
| | 林 業 | 森林経営、森林科学、測量、林産物利用 |

受験申込時に、「土木」又は「農業土木」のいずれかの出題分野を選択し、申込（受験）後の変更は認めない。
 【土木】数力学、物理学、情報技術力学、土木基礎力学（構造力学、水理学、物理、情報工学、土木基礎力学、土木構造設計、測量、土木設計、基礎、環境、農業土木測量、農業情報処理、農業土木測量、土木設計、基礎、環境、農業土木測量、農業情報処理等）
 【農業土木】測量、土木設計、基礎、環境、農業土木測量、農業情報処理等

公安委員会

平成30年度青森県警察官採用試験（警察官B）公告

平成30年度青森県警察官採用試験（警察官B）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官B（男性））第1次試験については、埼玉県警察本部、千葉県人事委員会、神奈川県警察本部、静岡県警察本部及び警視庁と共同で行うものとする。

平成30年7月13日

青森県警察本部長 住友 一 仁

1 試験の種類及び程度

| 種 類 | 区 分 | 採用予定日 | 程 度 |
|-------------------|-----|-----------|----------|
| 警察官採用試験 (警察官B) | 男性 | 平成31年4月1日 | 高等学校卒業程度 |
| | 女性 | | |

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

| 種 類 | 区 分 | 青 森 県 | 埼 玉 県 | 千 葉 県 | 神 奈 川 県 | 静 岡 県 | 警 視 庁 | |
|-----|-----|-------|-------|-------|---------|-------|-------|------|
| | | 警察官B | 男性 | 25人程度 | 2人程度 | 2人程度 | 3人程度 | 2人程度 |
| 試験 | 女 性 | 5人程度 | | | | | | |

注 警察官B (男性) 受験者は、上記都県 (青森県を除く。) の中から1都県を第2志望として選択することができる。

(2) 職務の内容
個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格

(1) 受験資格

| 試験区分 及び程度 | 実施機関 | 受 験 資 格 | | |
|--------------|-------|------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------|
| | | 年 齢 | 学 歴 | 等 等 |
| 警察官B (男性) | 青 森 県 | 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 | 学校教育法による大学(以下「大学」という。)卒業し、平成31年3月31日までの間に(人事委員会が認められる者)あると認められる者 | 昭和63年4月2日から平成 |
| | 埼 玉 県 | | | |

(高等学校卒業程度) 千葉県 成13年4月1日までに生まれた者

警察官B (女性) 学歴 (高等学校卒業程度) 青森県 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

| | | | |
|-------------------------|-----|------------------------------|--------|
| 警察官B (女性) 学歴 (高等学校卒業程度) | 青森県 | 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 | を 除 く。 |
|-------------------------|-----|------------------------------|--------|

注 受験資格中「人事委員会が同等の資格があると認める者」については、志望する都県で異なるので、それぞれの都県が問合せに応じる。

(2) 受験申込みの時点で次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち次のいずれかに該当する者

(ア) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加

4 試験の日時、場所及び合格発表

| 試験 | 試験日時 (開始時刻) | 場 所 | | 合 格 表 日 | 合 格 表 方 法 |
|-------|-----------------------|-----|--------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 試験地 | 試験会場 | | |
| 第1次試験 | 9月23日(日) (午前9時00分) | 弘前市 | 青森県工業立 青森高等学校 | 9月28日(金) (予定) | 【青森県】で 通格合 格者 に 書 面 で 通 格 合 格 者 の 名 前 を 開 示 す る。また、青森県警察 |
| | | | 青森県立 中央 高等学校 | | |
| | | | 青森県立 | | |

| | | | | | |
|--------------|--------|-----|-----------------|---------------|----------------------------------------------------|
| 青森県 青森県以外 | 11月 上旬 | 青森市 | 青森県警察 青森警察学校 | 11月下旬 | も合格者の受験番号を掲示する。【青森県以外】都県によつて異なるため、それぞれの都県が問合せに応じる。 |
| | 11月 下旬 | 青森市 | 青森県自治研修所 | 12月下旬 2月上旬 | |

5 試験の方法

(1) 試験の種目及び内容

| 試験 | 種 目 | 内 容 |
|-------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 適性検査 | 警察官としての適性について、質問紙法による検査を行う。 |
| | 作文試験 | 一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う(800字以内、1時間)。内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価) |
| | 面接試験 | 警察官に適する人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行う。(姿勢態度、表現力、判断力、積極性、堅実性等を評価) |
| 第2次試験 | 体力検査 〔右の基準により検査を行う。〕 | 警察官としての職務遂行上必要な体力について次の4種類の検査を行う。 |
| | | 男性(青森県の場合) 20mシヤントルラン 折返回数が24回以上 立幅跳び 180cm以上 |

| 試験 | 身体検査 〔右の基準により検査を行う。〕 | 握 力 | | 視 覚 | | その他 |
|----|-------------------------|---------------------------------------|------------|----------------|----|------------------------|
| | | 左右平均41kg以上 | 左右平均24kg以上 | 男性(青森県の場合) | 女性 | |
| し | | 30秒間に15回以上 | 30秒間に9回以上 | 男性 | 女性 | その他 |
| 力 | | 裸眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。 | | 職務の遂行に支障のないこと。 | | 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。 |

※ 上記項目については、医療機関等において検査した身体検査書の提出を求める(検査料は個人負担となる)。

注 第2次試験の内容、(2)の配点の基準、(3)の資格加点及び(4)の最終合格者の決定方法は青森県のものであり、志望する都県により異なる場合があるので、詳しくはそれぞれの都県が問合せに応じる。

(2) 配点の基準等

| 第1次試験 | 第2次試験 | | 合計 |
|-------|-------|-----------------------------|-----|
| | 適性検査 | 作文試験 | |
| 80 | 80 | 40 | 200 |
| | | 面接試験 (集団) 75 (個別) 100 | 40 |
| | | 適性検査 | 40 |
| | | 体力検査 | 40 |
| | | 身体検査 | 40 |
| | | 計 | 255 |
| | | 合計 | 335 |

注1 表中「適否」とあるのは、合否基準を設定し、その基準を満たす必要があるものである。

2 第2次試験で設定された合否基準のいずれかを満たさない場合には、作文試験は採点されない。

3 体力検査の合否基準では、4種目のうち2種目以上が基準値を満たす必要がある。

4 身体検査の合否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」ことが必要である。また、更に各項目(視力・色覚)ごとの基準を満たす必要がある。

(3) 資格加点

次の資格を有し、武道加点を申請する場合は、第1次試験の得点に一定点を加

点する。

- 柔道 (講道館認定) 初段以上
- 剣道 (全日本剣道連盟認定) 初段以上

- (4) 最終合格者の決定方法
最終合格者は、試験の種目ごとに設定している可否基準を全て満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

6 試験の手続

- (1) 試験案内 (受験申込書) の入手方法

| | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配布場所での入手 | 青森県警察本部受付、県内各警察署、青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域県民局地域連携部(県内各合同庁舎正面受付)、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで入手できる。 |
| ダウンロード | 青森県警察本部の警察官募集案内のホームページからダウンロードができる。 |
| 郵送での請求 | 封筒の表に「警察官B試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を向封の上、青森県警察本部警務課に請求することにより入手できる。郵料金が異なる場合があるため、青森県警察本部警務課に確認する。 |

- (2) 受験申込方法及び受付期間

ア インターネットにより申し込む場合

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験申込方法 | 青森県警察のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力する。申請・届出システム上、何らかのシステム障害により「青森県警察本部警務課問合せ」に応じる。具体的な手続方法については、青森県警察のホームページで確認できる。 |
| 受付期間 | 7月13日(金)午前8時30分から8月24日(金)午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付けける。 |
| 受験票等の交付 | 9月7日(金)に青森県警察のホームページに「受験番号一覧表」及び「受験票」及び「写真票」を掲載するので、「受験票」及び「写真票」を作成する。 |

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。

イ 持参又は郵送により申し込む場合

| | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 受験申込方法 | 直接持参 | 受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、また、所定の方法により作成した青森県警察本部警務課又は最寄りの県内各警察署に提出する。 |
| | 郵送 | 封筒の表に「警察官B試験申込」と朱書きし、受験票を持参する場合は同様に作成した受験申込書と郵送する。簡易書留で青森県警察本部警務課に郵送する。 |
| 受付期間 | 7月13日(金)から8月31日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。) 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、8月31日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。 | |
| 受験票の交付 | 受験票は、9月7日(金)に発送する。9月12日(水)までに到着が確認されない場合は、青森県警察本部警務課が問合せに応じる。 | |

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

- (1) この試験の最終合格者は、合格した都県の作成する採用候補者名簿に記載され、各県警察本部長又は警視總監からの請求等に応じて同名簿の中から決定される。
- (2) 採用候補者名簿に記載されても、欠員等の状況から採用されない場合もある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

8 初任給その他の給与

- (1) 青森県の場合 (平成30年4月現在)

| | | | |
|-------|----------|------------------------|---------------|
| 初 任 給 | 169,500円 | 6月及び12月に期末・勤勉手当が支給される。 | 採用と同時に制服、靴、ワイ |
| | 高 校 卒 | | |

| | | | |
|-----|----------|-------------------------------------------------|--------------------------|
| 短大卒 | 183,400円 | れるほか、支給条件に 応じて扶養手当、通勤 手当、住居手当等が支 給される。 | シャツ、ネクタイ、防 寒衣等が支給される。 |
|-----|----------|-------------------------------------------------|--------------------------|

(2) 青森県以外の都県の給与等については、それぞれの都県で問合せに応じる。

9 採用の時期

- (1) 採用の時期は、平成31年4月1日であるが、青森県以外の都県は平成31年4月1日以降となる。
- (2) 採用後は巡査となり、初任教養を受けるため10か月間警察学校（全寮制）に入校する。

なお、警察学校を卒業後は交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置係、生活安全係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の開示

青森県の採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類の提示により、青森県警察本部警務課が請求に応じる。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

| 開示請求できる者 | 開 示 内 容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-----------------------------|----------------------------------|-------------------|------------|
| 青森県の第1次試験不合格者（青森県のみを志望した者） | 第1次試験の得点及び順位 | 第1次試験合格発表の日から1か月間 | 青森県警察本部警務課 |
| 青森県の第1次試験不合格者（他都県を第2志望とした者） | 第1次試験の得点及び順位 | 3月1日から1か月間 | |
| 青森県の第2次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験総合得点並びに最終順位 | 最終合格発表の日から1か月間 | |

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕
受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券

等）
〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕
受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

11 昇任

昇任は、公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれる。

| | | |
|----------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|
| （発行所・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青森県 | （印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭 |
|----------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|